

5 受検資格

受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。

(単位 年)

受 検 対 象 者 (*1)	特級	1 級		2 級		3 級 (*4)	単 一 等 級
	1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後			
実務経験のみ		7			2	0 *7	3
専門高校卒業 *2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0	0	1
短大・高専・高校専攻科卒業 *2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		5			0	0	0
大学卒業 *2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0	0	0
専修学校*5又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800h以上	6	2	4	0	0 *8	1
	1600h以上	5				0 *8	1
	3200h以上	4				0 *8	0
短期課程の 普通職業訓練修了後 *3	700h以上	6			0	0 *9	1
普通課程の 普通職業訓練修了後 *3	2800h未満	5			0	0	1
	2800h以上	4			0	0	0
専門課程の高度職業訓練修了 *3		3	1	2	0	0	0
応用課程の高度職業訓練修了			1		0	0	0
長期課程の指導員訓練修了			1		0	0	0
職業訓練指導員免許取得			1		0	0	0

- *1: 職業訓練校、高校、大学等において検定職種に関する訓練科や学科を修めた者(免除を取得した者)に限り適用されることを意味する。
- *2: 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- *3: 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- *4: 3級技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。
- *5: 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学入学資格付与課程以外の専修学校。
- *6: 受検資格判定等で困難が生じる場合、職歴証明証を求める場合があります。
- *7: 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- *8: 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- *9: 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

6 主な免除資格

実技試験の免除

すでに技能検定実技試験を合格している者
技能五輪地方大会で技能証を取得した者(2級)

学科試験の免除

すでに技能検定学科試験を合格している者(P.2の3、その他の免除資格の特例を含む)
職業訓練指導員試験合格者または免許取得者(対応職種はP.6別表参照)
1級及び2級技能士課程の向上訓練修了者(当該級)
技能検定合格者(選択科目が2以上ある職種で他の科目を受検する場合)
技能照査合格者(2級、3級)
1、2級及び木造建築士試験合格者または免許取得者(ブロック建築)